週休２日工事実施フロー　　別紙１

工事発注時

週休２日工事は、入札公告文や特記仕様書に当該工事が週休２日工事である旨を記載し、当初予定価格から月単位の４週８休での経費を積算し、それに見合う工期設定を行う。
（別紙２参照）

工事契約後

契約後、受注者は月単位の週休２日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿を工事監督員へ提出する。（別紙３参照）

※受注者（月単位の週休２日）
月単位の週休２日による施工を希望した場合

施工計画書提出時

受注者は週休２日の計画工程表（任意様式）及び休日等取得実施調書（計画行に作業日・休工日を記したもの）を施工計画書に添付して、施工協議簿等とともに工事監督員へ提出する。

工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。
（別紙４参照）

工事施工中

・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類（休日等取得実績調書、工事月報等）の提示により確認を行う。
・週休２日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整の協力等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要が生じた場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。
・受注者は、現場の閉所状況が確定した際、関係書類を添付した施工協議簿により、現場の閉所状況を工事監督員に報告する。（別紙５参照）なお、必要な現場閉所日数の確保ができないことが明らかである場合は、設計変更が可能である適切な時期に工事監督員への報告を行う。

工事監督員は、関係書類により現場の月単位の及び通期の閉所状況を確認するとともに、その状況に応じ、設計変更により経費の補正分を減額変更する。
（工事別の経費補正：別紙６参照）

※受注者（通期の週休２日）
月単位の週休２日による施工を希望しない場合

施工計画書提出時

受注者は週休２日の計画工程表を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。

工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。

工事施工中

①通期の週休２日による施工を確認する。

②通期の週休２日による施工が確認できない場合、受注者は理由を協議簿で提出する。

①、②ともに現場の閉所状況に応じた経費の補正を行い設計変更する。

休日の取得状況の確認や報告、経費の補正については、左記に準じて行う。

工事完了後

・工事完了後、アンケート調査の依頼があった場合は協力する。
・工事監督員は、工事成績評定のとおり休日確保の観点で評価を実施する。
・週休２日工事による完全週休２日（土日）の実施が確認できた場合、「創意工夫」の項目において評価する（土木工事、漁港工事のみ）。